

● 市役所での確定申告受付について ●

土・日・祝日を除く

2月17日月～3月17日月

【開場】午前8時 【申告】午前8時30分～午後4時

※3月2日(日)に限り
日曜日も受け付けします。

【会場】保健センター
研修室(2階)

《 申告会場への入場には「入場整理券」が必要です 》

※すでに記入(入力)が完成している申告書を提出する場合、入場整理券は不要です。

入場整理券の取得方法 どちらかの方法で取得してください

① 当日配布の入場整理券を取得する

【配布開始：午前8時～なくなり次第終了】

- ※1日当たりの配布数は当日予約分100枚程度です(予定)。なくなり次第終了となります。
- ※入場整理券には相談開始予定時間が記載されています。ご確認の上、会場へお越しください。
- ※整理券の配布状況によっては、後日の来場をお願いすることがあります。ご了承ください。
- ※申告書は職員が個別に対応して作成します。ご自身で申告書を作成する記載所はありません。

② 市公式LINEから事前予約

【希望日の2日前まで】

- ※希望日の7日前から2日前まで予約できます(24時間受付可能)。
- ※市公式LINEのメニューバーを開き「確定申告受付予約」を選んでください。
- ※1日当たりの予約枠は各日50枠です。
- ※申告会場受付で「予約完了」画面の提示が必要です。



▲市公式
LINE

★申告に必要なものは広報うしく2025年1月1日号をご覧ください



以下に該当する方は、市の会場では受付できません

竜ヶ崎税務署(問☎0297-66-1303)での申告をお願いします



- ◎過年分(令和5年分以前)の申告をする方
- ◎初めて住宅借入金等特別控除の申告をする方
- ◎雑損控除を受ける方
- ◎給与所得者の特定支出の控除の特例を受ける方
- ◎事業・農業・不動産所得などの申告で初めて収支内訳書を作成される方
- ◎土地・家屋・株式・ゴルフ会員権などの譲渡所得、青色申告、贈与税、消費税などを申告する方

※上記内容でも申告書を作成済(提出のみ)の方は、申告受付期間に限り申告書をお預りします。

【お知らせ】税務署の指導により、次年度(令和7年分)から市の申告会場で申告書を預かることができなくなります。竜ヶ崎税務署へ直接または郵送でご提出ください。また、e-taxで申告を行うと、電子送信による提出ができます。

● 竜ヶ崎税務署からのお知らせ ●

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告

土・日・祝日
を除く

2月17日月～3月17日月

【相談受付】午前8時30分～午後4時 【相談開始】午前9時～

※3月2日(日)は開場します。

【会場】
竜ヶ崎税務署

《 申告会場への入場には「整理券」が必要です 》

整理券の発行方法 どちらかの方法で発行してください

① 国税庁公式LINEから オンラインで整理券を 事前発行する



▲国税庁公式LINE

② 当日配布の整理券を取得する

※配布時間など、詳しくは竜ヶ崎税務署へお問い合わせください(受付終了する場合があるので、LINEでの事前取得をおすすめします)。

◆申告会場では、スマホ申告を基本とした相談を行っています。◆マイナンバーカードを利用して申告する場合は、併せてパスワード(①数字4桁および②英数字6～16桁)が分かるようにしてお越しください。

◆必要書類が不足する場合は申告ができません。事前に国税庁ホームページなどで必要書類をご確認の上、お越しください。

問 竜ヶ崎税務署☎0297-66-1303

令和
6年分

所得税・市県民税の申告が始まります
3月17日月までに申告を済ませましょう

問 税務課☎内線1056～1059



▲市ホームページ
「確定申告について」